（平成二十八年三月十一日国際連合事務総長書簡）

八　昭和六十三年六月三十日付け外務省告示第三百五十三号、平成十年七月二十九日付け外務省告示第三百一号、同年十二月二日付け外務省告示第五百四十号及び平成十六年一月三十日付け外務省告示第三十五号に関し、フランス共和国政府は、平成十四年七月十八日に国際連合事務総長に対し、前記の条約の議定書Ⅲに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約の議定書Ⅲは、平成十五年一月十八日にフランス共和国について効力を生じた。

（平成十四年八月八日付け国際連合事務総長書簡）

九　平成二十年三月二十一日付け外務省告示第百八十号、平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、スロベニア政府は、前記の条約（その議定書Ⅰ、議定書Ⅱ及び議定書Ⅲを含む。）を継承する旨を、平成四年七月六日に国際連合事務総長に通告した。

（平成四年十月二十八日付け及び平成五年二月十九日付け国際連合事務総長書簡）

十　平成二十年四月三十日付け外務省告示第二百六十六号、平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、前記の条約（その議定書Ⅰ、議定書Ⅱ及び議定書Ⅲを含む。）を継承する旨を、平成五年九月一日に国際連合事務総長に通告した。

（平成六年一月十八日付け国際連合事務総長書簡）

十一　平成十五年十月八日付け外務省告示第三百七十九号、平成十六年一月三十日付け外務省告示第三十五号及び平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号に関し、セルビア共和国政府は、前記の条約（その議定書Ⅰ、議定書Ⅱ及び議定書Ⅲを含む。）を承継する旨を、平成十三年三月十二日に国連事務総長に通告した。

（平成十三年三月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年三月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十四号

平成二十九年二月二十一日にポルトープランスで、ハイチ共和国におけるコレラ予防及び対策強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コレラ予防及び対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億九千五百万円

3　署名者

日　本　側　八田善明在ハイチ大使館大使

国際連合児童基金側　マーク・ヴィンセント在ハイチ事務所代表

平成二十九年三月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十五号

平成二十九年二月二十二日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における都市強靭化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　都市強靭化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千六百万円

3　署名者

日　本　側　榎下健司在アフガニスタン臨時代理大使

国際連合側　ティム・マックネア国際連合人間居住計画アフガニスタン事務所代表

平成二十九年三月六日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第三十六号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十九年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月六日

文部科学大臣　松野　博一

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十九年六月十六日

二　教科書展示会の期間　十四日間

○文化庁告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
白川城跡	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	白河市（福島県）
山元遺跡	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	村上市（新潟県）

○文化庁告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、神奈川県足柄下郡箱根町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
箱根旧街道	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和三十五年文化財保護委員会告示第四十一号、平成十六年文部科学省告示第百五十六号及び平成二十一年文部科学省告示第百十九号	箱根町（神奈川県）

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、徳島県小松島市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
阿波遍路道 焼山寺道 一宮道 恩山寺道 立江寺道 鶴林寺道	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号、平成二十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百七十二号、平成二十八年文部科学省告示第百四十四号及び平成二十九年文部科学省告示第十二号	小松島市（徳島県）